

令和5年第1回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年 1月 16日(月) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 井上 建夫 | 2番 | 井町 哲 | 3番 | 村上 浩一 |
| 4番 | 縄田 善博 | 5番 | 倉増 知 | 6番 | 安部 好恵 |
| 7番 | 俵 薫 | 8番 | 中嶋 誠 | 9番 | 石田 健治郎 |
| 10番 | 萬代 泰生 | 11番 | 伊藤 美和子 | 12番 | 前田 耕次 |
| 13番 | 伊藤 新司 | 14番 | 中野 修 | 15番 | 馬屋原 眞一 |
| 16番 | 岸 英法 | 17番 | 武藤 康志 | 18番 | 安富 法明 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|--------|
| 永安 達彦 | 野上 武史 | 阿川 伸美 |
| 大石 洋典 | 山縣 正明 | 大橋 つや子 |
| 山田 孝治 | 松田 康浩 | |
- 5 欠席農業委員
- 6 欠席推進委員
- 7 事務局 事務局長 吉村 昌展 副主幹 井村 光敬 主事 小幡 和希

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは改めまして、今日初めての方もいらっしゃいますので、あけましておめでとうございます。まあ、本年の 7 月までということですが、宜しくお願ひ致します。</p> <p>それでは、只今より令和 5 年第 1 回総会を開催いたします。本日の出席委員、全員出席でございます。よって本総会は成立していることを報告致します。</p> <p>それでは美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により議事録署名委員を議長の方で指名をしたいと思ひます。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは指名をいたします。5 番倉増委員、16 番岸委員、よろしくお願ひ致します。</p> <p>それでは議事に入りたいと思ひます。議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願ひ致します。</p>
事務局	<p>2 件朗読。</p> <p>1 件目。権利については所有権の移転です。土地の表示については、記載の通りです。高齢で耕作管理が困難な譲渡人より別宅の横にある申請地を譲り受けるものです。まず、第 1 号の全部効率利用要件についてですが、譲渡人は新規の農地取得ですが、必要な農機具は順次購入されることから、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の所得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしております。第 5 号の下限面積要件は当市の 1000㎡以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。権利については所有権の移転です。土地の表示については、記載の通りです。遠方に居住しており、耕作管理が困難な譲渡人から申請地を譲り受けるものです。第 1 号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について、適正に耕作さ</p>

	<p>れています。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員より報告をお願い致します。2番だけでございます。</p>
中野委員	<p>中野です。●● ●●さんです。この人は牛をたくさん飼っておられて、ここの田んぼが未整備田ですけど、いっぱい10枚、15枚もあるほいな、そこを牛の餌を植えるけえ、ちゅうので、今までも借りてつくっておられてらしい。この度これを買おうということですが、問題無いと思います。お願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がありましたらお願いします。</p>
永安推進委員	<p>地元委員の永安です。●●さんにつきましては、特に家が近くで、よく拝見致しますけど、よく働いておられて全然問題ないと思います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。私が一番懸念をしたのは、前回現地調査した時も、その前の委員会ですが、その時に非常にどう言ったらいいんですか、許可を受けずに無断転用がたくさんありまして、殆どが牛舎と農機具置場になっただけですけど、これについてどのようにされましたかというふうに聞きましたら、僕を見るなり「あの時に言われたんで大金をかけてみんなきちんと地目変更しました」ということで。なんかかなりのところが山になったり、いろんな、まあ私が見つけたところ以外にもいろんなところがあったような、全部やられたそうでございます。で、綺麗になっておりました。これが私からの補足でございます。それと1の●●さんの土地ですが、●●さん関係の土地らしいんですが、これは●●じゃないんですか。これも●●ですね、もし分かればお願いします。</p>
永安推進委員	<p>はい。まだ場所行って見てないんですけど、これを見る限り前回太陽光を付けたところ、そのあたりで特に問題無いと思います。</p>
議長	<p>村上さん、大丈夫ですかね。</p>
村上委員	<p>はい、大丈夫です。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、審議に移りたいと思います。</p> <p>委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願い致します。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは、採決に移りたいと思います。</p> <p>議案第1号につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願い致します。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第1号は原案の通り決定を致します。それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>申請地は●●から北東へ4.3 kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地になります。現在使用している倉庫への進入路が狭く、また入口が鋭角、傾斜があるため機械の出し入れが不便なため、新たに農業用倉庫を設置するためのものです。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程宜しくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員より報告をお願い致します。</p>
中野委員	<p>はい、この●●さんの件でございますが、●●の●●の野菜市ところの反対側のところですか。ちょっと高いところですか。やっぱりあの辺は田んぼより畑田みたいなところやから、まあ、水路やら綺麗にしちゃったけど、何も問題も無いという事で綺麗にしてみました。やけえ、もうすぐにでも出来るようになっております。何も問題は無いと思いますが、宜しくお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願い致します。</p>
大石推進委員	<p>はい。推進委員の大石です。今、中野委員さんのほうからご報告ございましたけれど、私の方からも追加することは何もござい</p>

<p>議長</p>	<p>せん。ご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>はい、ありがとうございます。これもちょっと私の方から簡単にご説明しておきます。これは前回、一回出ております。その時に、現地調査に行つて、土手の部分だけ農地で残して平らのところだけ転用するんでという事でした。それは困るんで全部転用して頂きたいんですが、という話をして帰りましたら、この度やり直して全部転用して出てきた案件でございます。委員の皆さんよりご意見ございましたらお願い致します。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい。それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よつて議案第2号は原案の通り決定を致します。それでは続きまして、議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>6件朗読。</p> <p>1件目。資料は5ページから7ページ 資料4の箇所です。</p> <p>申請地は●●から北へ1.3kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設を2基設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。</p> <p>2件目。資料は8ページ、9ページ 資料5の箇所です。</p> <p>申請地は●●から南へ1.5kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。</p>

<p>議長</p> <p>伊藤委員</p>	<p>3件目。資料は10ページ、11ページ 資料6の箇所です。</p> <p>申請地は●●から北西へ2.8kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。受注工事の増加に伴い、資機材、社用車が増加しており、既存施設が手狭となっているため、資機材置場、駐車場を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。資料は12ページ、13ページ 資料7の箇所です。</p> <p>申請地は●●から南東へ730mの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>5件目。資料は14ページ 資料8の箇所です。</p> <p>申請地は●●から北東へ4.6kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し、くぬぎ100本を植林するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>6件目。資料は15ページ 資料9の箇所です。</p> <p>申請地は●●から北西へ3.2kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地は県道に隣接しており申請地を取得し、法人所有の山林への進入路とするものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p> <p>13番の伊藤でございます。中野委員が最初言われたですけども、当日は事務局に2名、私と中野さん、現地に行って担当する推進委員さんの方たちと一緒に調査を実施したところです。それでは農地法5条について話していきたいと思えます。</p> <p>最初の1番ですけども、申請地は資料4を見て頂ければ分かると思いますが、2か所になります。場所的には●●から●●に進んで行きます。途中で●●があるんですけど、分かるかどうか、ようどうか分からないんですけど、それを過ぎますところの左手に●●があるんですが、これを中心に左右2か所、綺麗によく整備された土地を確認しました。付近等々見ても問題異常はないと</p>
-----------------------	---

<p>議長</p> <p>山縣推進委員</p>	<p>認めて帰りました。</p> <p>続けて申請の2ですね、●●。ここの申請地は資料5のですね、場所的には●●から●●というんですかね、●●をそれて●●の方へ行く道へ行った、途中●●を過ぎて、先に橋があります。橋過ぎたところに●●の●●というのがありますが、そのところを右奥に●●、それから●●が走っておるんですけどそちらの奥に入りました、●●隣の集落ですか、その側にある土地です。付近はですね綺麗によう整備され耕作された土地なんですけども、今回の申請地はいささか木等があったように思いますがこれについても設置には異常無いものと認めて帰りました。</p> <p>3番の方ですが、申請地は資料6のとおりですね、昔の●●ですかね。ここのまわりのところの●●、これを●●に進行するとですね、右手に●●という●●さんがありますが、これの西方だったと思います。横にある整理された土地について確認しましたが、付近等への影響等、問題点はありませんでした。</p> <p>続いて4番ですね、申請地、資料7のですね。●●を●●に信号を●●側になるんですけど、●●のですね、前の交差点でこれを●●方向に向かうと左折すると、●●と●●があるんですけど、その交差点を200mくらい東側に入った南側の山に面する田んぼです。ここも付近はよく耕作されて、もったいないとは思いますが、ちょっと小さい田んぼですね、所有者もかなり高齢ではあるんですけども太陽光設置については現地点では問題点は無いと見てまいりました。</p> <p>続けて5番になります。●●。申請地は資料の8。●●と思います。から県道をですね、県の●●方向に進みますと県道を挟んで南側のほうになると思います。その県道斜面に位置するところですね、現在ちょっとした状況だったように思いますが、これについては周辺影響等無いものと判断しました。</p> <p>最後、6番になります。申請地は資料9を見てもらえるといいんですが、●●を●●方向から●●方向に進行します。新しいバイパスが出来た入口があるんですけどね、入り口のところ、高速道路の橋のかかったところなんですけれども、その手前右側ですね、以前食堂があったんです。これもバイパスが出来た時におそらく食堂が撤去されたものだと思います。その食堂跡の北側部分にあたっております、この県道から約10m前後ぐらいの距離なんですけども別段問題点は無いものだと判断してきております。以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。5条大変多くございまして、ありがとうございます。それでは地元委員の方より補足説明ございましたら、お願いします。</p> <p>1番について推進委員の山縣です。今、伊藤さんが言われたように別段問題は無いと思います。ひとつは所在地がですね、「●●」でなしに「●●」と書いてあるんですよ。これは「●●」なんですよ。ちょっとこれは訂正。</p>
-------------------------	---

野上推進委員	はい。それでは2番、3番担当の野上でございます。現地調査の当日、6日なんですけども、ちょっと所要がございまして、前日の5日に現場を下見をさせて頂きました。先程伊藤委員さんがおっしゃられましたように何ら問題は無いのではないかと思います。ご審議の方宜しくお願い致します。
阿川推進委員	伊佐地区の阿川です。4番についてです。先程伊藤委員さんのおっしゃられた説明のとおり何ら問題は無いと思いますので、ご審議の程宜しく申し上げます。
山田推進委員	5番について、伊佐地区の山田です。伊藤委員の言われたとおり別に異論はありませんのでご審議の程宜しくお願い致します。
大橋推進委員	推進委員の大橋です。6番の件について、伊藤委員の言われたように何ら問題が無いと思いますのでご審議の方宜しくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。それでは審議に移りたいと思います。委員の皆さんより何かご意見ございましたら、お願い致します。 よろしいですか。 はい。それでは、採決に移りたいと思います。議事順位第3 議案第3号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
事務局	(挙手) はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第3号は原案の通り決定を致します。では続きまして議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。 それでは本日配布しております、令和5年1月31日告示、令和5年2月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回全体で2筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定を合計しまして4530㎡、貸し手が1名、受け手が1名でございます。内訳は4ページ目でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合する

	<p>こと、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程宜しくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、これを審議に入りたいと思いますが、まず地元委員、この件について把握しておられれば、説明を伺いたいと思います。</p> <p>秋吉、推進委員さん、誰ですかね。</p>
事務局	<p>植山さん。今日は出席していない。</p>
議長	<p>植山さん？今日は欠席？委員さんで分かる方いらっしゃいましたら、農業委員さんは誰か？</p>
事務局	<p>前田委員さん。</p>
議長	<p>前田委員さん。聞いてない？ 何も聞いてない？</p>
前田委員	<p>聞いていない。</p>
議長	<p>はい、分かりました。では、委員の皆さんで何かご意見ございましたら、お願い致します。</p> <p>よろしいですか。発言ないようでございますが、よろしゅうございますか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>では、採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第4号は原案の通り決定を致します。それでは、続きまして議事順位第5 報告第1号 公共工事に伴う転用の届出についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、公共工事の転用の届け出がありましたので説明を致します。</p> <p>資料16ページから18ページをご覧ください。</p> <p>●●より転用届が提出されました。</p> <p>全て災害復旧工事に伴う一時転用届です。以上報告致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。この表の中に、一覧表の中に皆さんの担当地域がございましたら、良く見とって監視をしとってほしいなと思います。一番問題はですね、普通、進入路等を作業道を作るんですが、仮設の。そこをそのまま残して農道として使われるケースが非常に多いございます。後ですね、まあ農業委員さんも農業委員会も大変ですし、持ち主の方も大変なことが起こりますので、まあ事務的にも大変になりますのでその辺については、ちょっと目を光らせて指導を宜しくお願い致します。</p> <p>報告事項でございますので、皆さんの方から特に発言無いようございましたら、終わりたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>では、宜しくお願い致します。それでは続きまして、議事順位第6 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>14件朗読。</p> <p>1件目。</p> <p>借受人が高齢となったため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>2件目。</p> <p>耕作管理が出来なくなったため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>3件目。</p> <p>これから所有者が農業をされるため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>4件目。</p> <p>新たに利用権を設定するため、双方の合意により解約されたものです。</p>

<p>議長</p> <p>石田委員</p>	<p>5 件目、6 件目。 農地法 3 条農地等権利移動許可申請のため、双方の合意により解約されたものです。 5 が機構と耕作者、6 が機構と所有者の合意解約となります。</p> <p>7 件目。 新たに利用権を設定するため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>8 件目 病気のため、耕作管理が出来なくなり、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>9 件目。 新たに利用権を設定するため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>1 0 件目、1 1 件目。 農地法第 3 条農地等権利移動許可申請のため、双方の合意により解約されたものです。 1 0 が機構と耕作者、1 1 が機構と所有者の合意解約となります。</p> <p>1 2 件目から 1 4 件目。 耕作管理が出来なくなったため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>以上報告致します。</p> <p>はい、ありがとうございます。1 番●●。石田さんよろしく、何かありますか。</p> <p>私も相談受けまして、耕作者は探しておるんですけど、現時点ではまだございません。但し所有者は自己保全管理をするにあたって委託契約をしてですね、それくらいの草刈はやりましょと、いう人は出てきておられますんで、保全管理をまずはしてる、と今はそういう状況です。耕作者が見つければ利用権設定はしたいと思います。</p>
-----------------------	---

議長	宜しく申し上げます。2番●●。
阿野推進委員	はい。だいたい大筋で次の耕作者が決まりつつあるような状況です。
議長	大きな田んぼですね。
阿野推進委員	はい。
議長	ちょっと、出来る限り早くどうか動いてみて下さい。お願いします。
阿野推進委員	はい。
議長	それから次、12番。●●、●●ですね。
田原推進委員	12、13、14は耕畜連携やられる畜産農家が受けてくれる。
議長	はい、●●さんところの営農組合が受ける、というわけにはいかない？
田原推進委員	あそこは鹿がよおけおるから…。
議長	えっ、小さすぎてやれん？
田原推進委員	鹿がよおけ、おりすぎて…。
議長	ああ、「小さすぎて」じゃなくて「鹿が多くて」。あの、どうか耕作者見つかるようにご協力お願いします。

田原推進委員	だから、耕畜連携やられる畜産農家が受けてくれる。
議長	えー、13番。これも一緒ですか？
田原推進委員	一緒のところ…。
議長	13、14一緒なんですね。
田原推進委員	耕畜連携で牛を放す。
議長	はい、まあ、どっちにしる宜しくご協力お願いします。 委員の皆さん、俺が救おう、という人はいらっしゃいませんか？ 何かご意見ございましたら、お願い致します。無いようでしたら終わりたいと思いますが、よろしいですか。
議長	はい。それでは、特に発言無いようでございますので、終わらせて頂きます。 では、続きまして議事順位第7 報告第3号 農地転用現状証明についてを議題と致します。事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	それでは、現況証明願いの提出が1件ありましたので説明致します。 資料の19ページ、20ページ 資料10をご覧ください。 申請が2筆。 ●●については昭和20年代に耕作放棄後、現在は山林となっている状況でございます。 ●●については昭和40年代に耕作放棄後、現在は山林となっている状況でございます。 以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いします。

中野委員	この現地は、●●をずっと●●を向いて行きよところの●●の手前から、●●って昔の●●炭鉱のところでございます。その所に昔田んぼやったところに山の中に道も無いような状態で大きな木が何本か立っておりました。現在はもう山林となっております。どうもしょうがないと思います。
議長	あと、●●の方をお願いします。
中野委員	もう一方の方かね？あれは、●●の方は、これも、これは●●の方から入って●●という集落があるんですが、そこの入ったところの山の中にある田んぼというか、もう山です。そこはもう2か所の、その中の2か所の小まいそがあったけど、それも全然もう山です。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員さんお願いします
野上推進委員	この件は、先程の現地調査の前日5日に行ってみましたんですけど、ちょうど●●さんに2か所案内して話して頂いたんですけども、今、中野委員さんがおっしゃりましたようにもう完全な山です。修復のしようが無い完全な山でございました。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんから何かご意見がございましたら、お願いします。 よろしいですか。はい。別に発言無いようでございますので、以上で報告第3号を終わらせて頂きます。 それでは、その他の方に移りたいと思います。農業相談日が2回ありましたのでどっちなかで相談が入っているんじゃないかと思えます。相談員のほうより報告をお願い致します。
安富職務代理	18番の安富です。農業相談日なんですけど、12月13日 3件の相談がございました。それでですね、一応中野委員さん、倉増委員さんと安富と3人でお話を対面でお受けを致しました。ところがですね、なかなか今から説明は致しますが、聞いてもらってですね、3件ありますから時間取ってもいけませんから3件ちょっと続けて説明をさせて下さい。その後、皆さんの意見があれば聞かせて頂いたらと思います。今から説明しますから、聞かれたらね何となく何かあったの、とちゅうのが分かって頂けると思う。まあ、そういうことです。それともうひとつ、今からそれ説明はするんですけど、こういうのを事務局が配っております。この返答もですね、照らし合わせるとですね、なかなか難しいなというところがございます。ではですね、一応相談に応じた順番に説明を申し上げます。

住所が●●の、これ前回も出てましたから名前を申し上げますと●●さん。田の維持管理が出来なくなって今後管理をどうすれば良いか、という事なんです、前回農振の除外が実は出ておりました、会長の方も農振の除外についてはですね、それぞれの所管といたしますか、市町の農業委員会の審査を経てですね、県の方へ許可を得なければなりません。ということで前回県に挙げてダメじゃろうと、ということで申請を却下した形になっております。この事についてはですね、それじゃ高齢であと耕作をしてくれる人も見つからない、そういう風な状況の中で、農振の除外をして県の許可をもらって太陽光でも、というお話なんです。それがダメってということになるとどうすればいいかという話なんです。それです、一応本人は3人でお話を伺って我々もそういうことはよく分かるという事で本人は喜んで帰っちゃったんですよ。ただですね、喜んで帰られたんですが、何か的確に変わるかと言えば何も変わらないんですよ。まず農振除外が出来ないということなんです。そういう場合にどうするか、という話なんです。市のひとつの指針ですかね、こういう風なものです、例えば中間管理機構に一応申請をして2年間なり様子を見て、様子を見てっていうか、利用権の設定をするような相手を探してそのうえで、という事なんです、それでもダメならというのですが、早い話がですね、そんな事が中間管理機構に預けてもその2年なり、3年なりの間をですね草刈りでもしてくれるわけじゃ何でもありません。ご本人、●●さんがそもそもですね農作業が出来んから、という話なんです。それなら、そういう場合に何で農振除外せんか、というのがその日のカラー刷りのこの辺よな。事務局が領いておるが…。その辺をどうしても、何というんですかね、農振外したら今度圃場整備とか何とかも出来ないんで、その農業振興については慎重にすることがあるぞと事で、まずそのところが土地をボコッと除外するという事がしませんという事が書いてある。じゃあこの●●さんどうすればいいか、という事になる。ここで一応、その時一応中野さんと倉増さんともう一回農振の除外申請を県に挙げてみようじゃないか、とこういう話をしたんです。で、今日これが出たんです。ダメよ、ということなんです。じゃあ私らウソを言ったことになるんですが、まあウソ言ったわけでもない、難しいですよ、という事は言っているんですけど、言っているんですがそういう状況なんです。それじゃどうにもなりませんから、とにかく農振というのは農振地域の設定というのは各市町がやってもらって、ですからその見直しが5年くらいでやることになっているみたいなんです。だからそれを少し早めにですね、農振を外してほしい、というものをですね。みんなまとめて農振外してしまうというふうな事でもせんと、これから先ですね、5年もすればもう農地の預かり…、また後でまた3点のあと問題が出て来ますから、ようけ書いてあるんですが…、出来なくなってしまふ、維持管理が出来なくなってしまふ、だからどこが何をどこまで優良農地を守るかっていう線引きをしながらですね、柔軟に行政のほうが対応していかないと、問題の解決にはひとつもならんちゅう事です。なんぼ本人がよう聞いてもらったからといって納得して帰っちゃっても問題の解決にはひとつもなっていない。で、この事は事実ですから、現実ですからね。だからまあ、こういう事したらどうかというのを私らが考えられる精一杯のことなんです。本当は県のほうにもう少し柔軟にというふうな審議してほしいというのはあるんですが。最初、私もですね、あまり長くなってもいけません、議事録とかはね、ネットで検索してみたんです。確かに会長はいろんな事を言って

おられます。ですから私も会長にこれ以上というふうなことをお願いするのは心苦しいんですが、その時は13日にはもう一回、県に挙げてみたらどうかというのは言っておきました。でも恐らくこれはダメでしょうね。だから、もうひとつ考えられるのは市で決めたもの、市の農業振興地域の見直しをですね、市のほうでやるということしかないわけです。だから早めに、出来りゃ少しでも早めにやるとかよく周知をして、こういうこと申請されるというのは私を含めて本人がですね、何かにぶち当たらんと問題の事の重大性というかなかなか分からないですよ。だから、普通に書類が回って農振の見直しをしますから、それぞれ皆さん出して下さいと恐らく皆さん自分がそういう事にぶち当たるまで分かんと思う。だから、その辺をよく周知をしながらですね、それでもせんにゃ仕方がないかな、これが長くなって恐縮ですが、1件目の話です。

その次がこれも名前というのがええか、どうか、これは私の所の近くなんですが、まあ実はですね圃場整備がここもしてありません。過去に30年前くらいなりますかね、圃場整備やろうと非常に盛り上がっていいところまでいっちゃったんですが、それなりの理由があってダメでした。3年、4年になりますかね、4年前にもう一度どねえかしようじゃないか、ということで法人の設立も含めて話をしました。でもその時もですね、皆さん説得しながらやったんですが、一人ほどちょっと変わった人がおられてこれもダメでした。そういう所なんです。そのうえでお聞きなつて頂きたいんですが、7人名義の共同の田んぼがあるちゅうんですね。だから共有みたいな形なんじゃろうと思うんですよ。圃場整備がしてあったところはこういうところが無いと思うんですけど、その件で片付きますから。それをある人が、今耕作してあればまだいいんですけど、ほったらかし、ビオトープとか言うけれど、草も刈らんにゃ、水が充て放しのような状況で、こりゃどうにもならんから、その7人の共有者名義の一人の方が「私がやる」と、「つくる」と。でないと隣の田んぼにも影響しては隣の田んぼの耕作にも困るということをおっしゃって相談に来られた。それでですね、これが写真も有るんですけど、ちょっと見えんでしょうから…。で、回答ですが登記名義がですね、共有にはどうもなっていないみたいなんです。7名のうちのひとりの方の登記になっている。ということは、私が作ろうという、相談に来られた方とその登記の名義人、その人が利用権の設定をすりゃええんじゃないかという風なことを言っておきました。ただ同じ集落の中で同じ毎日顔を合わせる7名の方ですから話をして納得がして貰えるようにちょっとよく話をして下さいという事を言っております。けど恐らくですね、変わってるから、この人ね、そのビオトープでカエルがどうのとか言って、田んぼの草も刈らんにゃ何もせん、水充てっ放しで言われることよう分かる。圃場整備2回目が出来んかったのもこの人がビオトープがどうのこうの言ってダメだった。ですから、こういうところも、さっきの1件目と似たような話なんです。なら、どねえすりゃええそか、って。はあ、私ら太陽光でもやらんにゃしょうがないの、と思おちよつて話しが既に多少ある。だから、こういうふうな状況です。で、固定資産税あたりはですね、代表名義になっているひとりの方がずっと払いよつてです。で、そのうるさい人がですね、俺は何度も耕作しちよる、と。一切耕作出来ていないんですけど、放ったらかしなんです。だから小作権はあるよということも言われた、という事をおっしゃるんですけど。ほなら、あなた税金も払ってないし使用料も払っていない訳じゃから、それもあんた払っちゃつたら、ち

やんとそういう風な要求も話しながら進めちゃったらどうですかと。私も近くやから知らん顔も出来ませんから、もし、揉めるんじやったら話には行きますということは言っております。とにかくですね、周りが似たようなほぼ耕作放棄状態があるんですね。その中に一部を今一生懸命この人達、相談来ちゃった人達約2名、水稻を作っておられる。もうそういう状況なんです。あとはもうほんと、自己保全管理がやっと、もう非常に厳しい状況。補助に行けん。で、皆さんのところにも圃場整備をしてないような未整備田ですね、共同名義の田なんてやっぱあるんですかね、今。そんなのないぞって、言うんですが。山じゃないんじやから、っていうんですね。これが2件目。

それでもう一件、長くなって申し訳ないんですが、もう一件あるんですよ。これは場所はですね、言わんにゃ分からんでしょね、●●の●●というところ、ここもですね圃場整備が出来てないんですよ。場所的にはもう平坦な物凄い、いい所なんです。じゃけどもねこれも昔ね、圃場整備の話はあったというふうに私は聞いておるんですが、他の形での補助事業が入っていた関係で、新たなその新規の事業じゃ取り組めんっていうふうな話も聞いたことはあるんですけど、まあ、そこらの事はよく分かりません。相談に来られたのは、そのの田んぼ1万5～6千㎡ぐらいあるみたいなんです、1町5、6反ですね。その方がその作っておられるんじやなしに、相談に来られた方はそのの家から嫁に行っておられた方、長女と次女と言われたかと思うんですが、2人の方が「姉ちゃん、これはどねえもならんよね」と言いながら、話ながら相談に来ちゃったんじやろうと思うんですよ。今預かっている人が何とほったらかしで「ここ2年くらいは作っちゃらんよ、何もしちゃらんよ」と、こんな話なんです。誰とは言いませんけれども、今日も集積計画の一番うしろに出っちゃったけれど。だから、あの時僕も手をあげん方が良えんかなとも思ったりするんですが…。問題はですね、何とかしてもらわんといけんのですよ。そのお姉さんと妹、と言っても私らの年ですからお婆ちゃんなんです、やっぱり家に帰ってみて忍びんでしょね。そんな状況を見るにつけて。でもこう見渡すと結構そういったところが、似たようなところがある。同じような人がやった可能性もある。で問題はへたらどねえするかちゆうことなんです、一応ですね、農業委員会から事務局から文書でもその人に「もうちょっと管理をきちんとして下さい」という文書を出してもらおうということに今してるんです。その皆さんの意見をよう聞いちゃったらええな、と思って…。それがですね「そねえなこと言うなら、はあ俺はもう作らんから返すぞ」と言われた時、受け手があるかというこんな話もしながらの話なんです。その辺のことがあるから、あまりの事は言えんし、農業委員会もあまり、事務局も「わかりました」と言って返事せんのですいな。

まあ、そういう事です。まあ、一応話は聞いて相談にはのりしましたが、というんですが、今日は地元の推進委員さんが来ちゃっちゃんないから、まあ、そういうことなんです。以上なんです、皆さんのどねえしたらええ、ということがあったら是非ご指導頂きたい。つたない話で申し訳ございません。

議長

ありがとうございます。1月は無かったんですね。

事務局長	1月は無かったです。
議長	<p>はい。今、安富職務代理の報告があったわけですが、まず、この相談があったから、私これを持ってきた訳ではございません。質問は、県に対しての質問は10月にやっております。それで県が県議会の関係で11月の常設に出席が出来ないので12月に回答させてもらいます、ということで県から頂いたものです。本当はもう1枚あるんですけど、それは私の質問内容が何やかんやと書いてあるんで、あまり関係が無かったんでこれだけにしました。これを見ていくと、まあ、表の方からずーと見ていって、この辺はずーと読んで頂けたらというふうに思います。読んで頂いたら私が説明するよりはよく書いてあると思います。それで私がどうしても言いたいのが、下の方に※印をつけて丸をつけておる、線を引いているところがありますよね。具体的には現場に精通される農業委員会や市町の農政部の担当に於いて当該方策の検討をする必要があると考えておるということなんですよ。これが今安富さんが言われたように市町、ですからここであれば美祢市の農林課の農政部のほうがですね、ひとつはやらなければいけないのと、もう一つはこの見直しの会議を開く必要があると思います。今まで会議を開かずにアンケート等で調査をただけで、多分安富さんが言われたように、「まあ別に除外せんでも関係ねえや、必要ないわ」っていうことで今まで簡単に済ましているんじゃないかな、というふうには思っております。ですから、ある意味、ある程度の山間部で耕作が今後される見込みが無いであろうという所、それから未整備田で、ここを農振で置いとつても圃場整備等の事業が今後入ることが無いであろうという所については、出来たら農振の地域から外す、除外じゃなくて外す。もう行政に、行政の会議をもって外すようにするようですね、私としては農林と今後協議していきたいというふうに思っております。これ以外にね、他にやりようないんです。それともうひとつ、見えるのがその下にこれは県のほうの小言、小言といいますか独り言のような感じで書いてありますが、農地法制度の在り方について具体的な検討を進めるための農地法制の在り方に関する研究会が設置され、12月12日に第1回目の会議が開催されました。今後ですね、この会議の推移をまあどう言ったらいいんですかね、ずっと見ていく必要があるのではないかと、それと何て言うんですかいね、インターネットなんかで意見を求めるのはなんて言うんやつかいね。あっ、パブリックコメントです。こういうふうなやつがあるというふうに言っておりました。そこへ意見をあげて下さいというふうなことを言っておりましたんで、その辺も含めてですね、今後の農振地域の除外について柔軟性を持たせるように、いろんな面から活動をして意見をあげていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。それで県がこういうふうな綺麗な資料が出て来ましたんで、皆さんの方にお繋ぎしておこうと思ひまして私のほうから事務局に持ってって配らしたわけです。まあ参考になれば適当に知らせて頂けたらと思います。</p>
安富職務代理	見直しをする、とあるんですが、ここが見直しの時にここが赤い色に、要するに農地が分断するようなあれは認められんよ、とい

	うことです。だから要はその辺のあれを農業委員会なり推進委員がよくわきまえたうえで、もうこの辺はこれから向こうは除外しようね、とかいうふうな対策を取らんと結構うまいこといかんということですね。
議長	もうここの一帯は見直さないと。
安富職務代理	ここの一帯は、とかでいかんと。一帯うちの半分とか、要するに大きな区切りをつけていかんにゃいけん、と。
議長	そういうことですよ。
安富職務代理	もっといい話が皆さんの…。あつたら…。
議長	他の案件で皆さんの方より…。
安富職務代理	他の案件でなくても、今のでもいい…。
議長	いえ、他の案件っていうのが今僕が農振について言っていたので…。
中野委員	すみません。
議長	どうぞ。
中野委員	あの、今の、圃場整備面でさえも、ずっと荒れてきよるんじゃけどなあ。ここは未整備田の一町がね、一畝半とか二畝しかないところなんよ。●●さんのところの田はそうなんよ。そねえな田があっちこっちずっとあるんよ。去年も中で荒れちよる田が大分有るでよ。へんで何でそれが出来んのやろうか、って言うから、なら圃場整備田で中を抜いたらじゃなあ、そりゃちよつといけんじやろうけどな、ほんと小さい田ばかりじゃけ。
議長	そうなんです。よう分かってます。

中野委員	じゃけ、それが出来んちゅうことやったらね、ならやね、圃場整備田なんかを荒らすっていうのはおかしいわあね。
議長	あの、まあ、その辺もよく分かっておりますけれど、ただひとつ私の方から言えるのは地域全体がそういう問題について、問題視しておられないから、農振のアンケートの時にアンケートを出してないし、ここは農振のままでいいですよというふうなことの回答になっている、自然になってしまっている。
中野委員	だからなあ、●●さんの田なんか、シートを張っちゃう全部、田にトラックのシート、草が生えるから。そねんとばかりしよるんじゃけ。
議長	あの、今からこの件については、今日も終わったら、農林課の方に行って話はしたいと思います。
中野委員	概ねしてみいや、全部そねなるけ。
議長	それで、もしからしたらですね、農業委員さん、推進委員さんの中から何人か委員さん誰か出てもらって農林課とも含めてですね、会合が持てたらいいと思いますので、もしそうなった時にはひとつご協力宜しくお願いします。出来る限り早く会合を持つようにしたいと思います。
安富職務代理	会長、それともうひとつ。それともうひとつね、最後の件。管理の悪いそ。だから、我々がその、あれを一応3人が見てる、やっぱり一言、言わんにゃいけないので、一言も二言も言うちゃげんといけんという事で農業委員会の事務局からね、文書なりをもって、本人に「もう少し管理をよくして下さい」って。じゃないと、今後こういうの出てきてもね、「そりゃ、ええよ」って言われんようにならあね。今日は、皆…。
中野委員	「それは、聞く耳はありません。」って言わせんか。
安富職務代理	だから、じゃけども、それはそれで、私等は相談受けて何もせんか、とそういうわけにもいかんわあね…。

議長	はい、その件につきましては、会長名で指導の文書を事務局に出させます。
安富職務代理	返すって言うたら他の人搜して、って言うたら…。
議長	その時にはその辺りやったら、あの●●君やのうて●●君のちょっと向こうの●●、一人は●●に逃げちゃったからもうダメじゃろうしねあの面積がまとまってあるんじゃないかと思ひます。 事務局、そういうふうな相談があったから、行って見たら。
議長	はい、その辺についてはあとで考えます。はい、ありがとうございます。 他に何かございませんか。無いようでしたら、終わりたいと思ひます。最後に事務局より今後の日程等についてお願い致します。
事務局	私から1件。女性の農業委員さんの推進委員さんなんですけど、今日机の上に山口県農業委員会女性協議会の第15回総会及び研修会の案内について、研修会の開催について文書を配布させて頂いてます。出欠を2月17日金曜日までに農業委員会事務局のほうに提出をお願いします。以上です。
事務局長	私からちょっと3点ございます。ちょっと時間が押しましてすみません。 まずは、今後の日程についてになります。本日配布しております、令和5年2月の日程についてをご覧下さい。総会は2月15日水曜日、午後2時から美祢市市民会館2階大会議室で行います。農業相談日は2月14日火曜日、9時からになっております。当番委員は美祢地区萬代委員、美東地区伊藤美和子委員、秋芳地区俵委員、宜しくお願いします。 続きまして、現地調査は2月7日火曜日、時間は9時から、当番委員は前田委員、伊藤美和子委員宜しくお願い致します。 それから2点目になりますが、次期農業委員及び農地利用最適化利用委員の募集について12月1日から令和5年1月10日まで実施したところですが、農業委員、推進委員共に募集の人数に達していないため、再募集を実施したいと考えております。 募集期間につきましては、2月1日から2月28日までを予定しております。 続きまして3点目は、地域計画の策定に関することですが、昨年の11月に開催されました、山口県農業会議の研修会の説明がありましたけれども、地域計画について令和4年5月に農業経営基盤強化促進法が改正されて令和5年4月から市町が地

議長	<p>域農業の将来の在り方を定めた地域計画を、令和7年3月までに策定することになっております。この地域計画は各地域の実情を踏まえ、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確にして、地域の意向を取りまとめて公表するものとなっております。具体的には将来、地域の農業を誰が利用し、農地をどうまとめていくかとか、農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか、農業について農業関係者や若者、女性を含め幅広い意見を取り入れながら地域の関係者が一体となって話し合い、将来の地域農業の在り方を検討していくこととなります。地域計画策定にあたりましては、山口県農林水産事務所、美祢市農林課、農地中間管理機構、JA、農業委員会などが連携して策定になると思います。現在、の予定では美祢地区を15区に分けて地域計画を策定することになっています。農業委員会の役割と致しましては、各地域の実情に応じて、農地の利用意向の情報収集や集落座談会等の地域の話し合いへの参加、参加への呼びかけなどに積極的に取り組んで頂くことになると思われますので宜しくお願い致します。以上です。</p> <p>では、終わります。</p> <p>午後3時20分閉会。</p> <p style="text-align: center;">議事録は正確なることを認め署名する。</p> <p style="text-align: right;">令和5年1月16日</p> <p style="text-align: right;">議長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p>
----	--

